

八王子市立檜原小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6 改訂）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立檜原小学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止等に関する基本的な考え方
小さなサインを見逃さず、児童の声に耳を傾け、真剣に受け止める姿勢をもつ。
いじめられている児童の立場に立って考え、初期段階から組織で対応する。

○令和8年度の重点項目

- ① いじめは人間として絶対に許されないという強い認識をもつ。
- ② いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうるという危機感をもつ
- ③ いじめられている子を最後まで守り抜くという信念をもつ。

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- 自己肯定感、自己有用感の育成
学校生活において充実感のもてる活動、取組みを通して安心して
きる環境づくりに努める。
- 未然防止の取り組み
日頃の児童とのかかわり、校内での情報共有などから些細な変
化に気づいて、迅速に対応できるようにする。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週金曜日 14時45分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主幹、学年主任、養護教諭
※生活指導主幹が対策委員会のコーディネーターを務め
ます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- 1、事実確認の徹底（聞き取り、周囲のからの情報収集、複数対応）
- 2、いじめを受けた児童と保護者への支援を計画実施し、守れる体制
（心の安定、自尊感情を高める、共に考えていく姿勢で寄り添う）
- 3、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言
（事態の深刻さへの認識、再発防止策、相談や支援体制）
- 4、状況に応じて適切に関係機関と連携し、対応を図る。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月10日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 11月11日 「重大事態の理解と対応」
- 2月3日 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 9月19日（土）
道徳授業地区公開講座
全校一斉道徳
・主として人とのかかわりに関すること
・いじめ防止プログラムを活用した授業

SOSの出し方に関する授業

- 1年生 「学級活動（3）」友達となかよしよう
- 2年生 「道徳」 くまくんのたからもの
- 3年生 「国語」 気持ちを伝える話し方・聞き方
- 4年生 「学級活動（2）」成長の違い、互いの良さ
- 5・6年生
セーフティ教室において SNS にかんする内容を
講師から聞き、身の守り方を学ぶ。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 6月29日（月）
全校朝会で講話を行う。自分の命、友達や周りの命
の尊さを考える機会として、「いのちの大切さ」を考
えられるようにする。
また、「いのちの大切さを共に考える日」での指導
を通して日々の学校生活や教科指導において「命」に
ついて考えを深められるようにしていく。

児童の自己肯定感を高める取組

- 高学年において、Q-Uを実施し、結果をもとに学
級経営等を見直していく。
- 学校行事等の経験からキャリアパスポートを活用
して自分の成長や変化、良さに気付けるようにする。
- 特別支援教室「せせらぎ」の良さを生かし、常に連
携しながら指導・声かけをしていく。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早
期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組
の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関
する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の
取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携し
て迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケー
ス会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。